

小千谷市 奨学金補助

おぢやごころ奨学金返還支援事業

奨学金返還補助

最大 **200** 万円

最長 **10** 年間



奨学金を返還しながらの生活はつらい...



大丈夫!

小千谷なら“おぢやごころ”があるよ!



ミライは

自分らしく楽しめる!

お問い合わせ

小千谷市

商工振興課 U・Iターン支援室

TEL.0258-83-3556 FAX.0258-83-2789

E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp



おぢやごころ奨学金返還支援事業って?

奨学金を返還しながら働く若者を支援する「おぢやごころ奨学金返還支援事業」。今年度U・Iターンで就職した若者の移住を支援し、また、既に小千谷に住んで働いている若者の定住を支援する“おやごころ(親心)”の気持ちを込めて、官民連携で実施します。支援期間10年、最大支援額200万円の規模は県内自治体でもトップクラス! 住みやすい、働きやすいまち小千谷で無理なく新生活を楽しみませんか。



対象

次の要件すべてに該当する方

奨学金を返還中で
本市に住民登録※1がある方

初回申請時の年齢が
35歳未満で、かつ申請日
から10年以上定住する
意思がある方

事業所に正規雇用※2
されている方
(公務員対象外)

※1 令和7年1月1日時点で住民登録されている方

※2 事業所に常用雇用された方で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約(雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上)に基づき雇用された方

※ 市税などを滞納している方、暴力団、暴力団員と関係がある方は対象外となります

補助金額・交付期間

補助対象
期間

最長10年間

前年度に
返還した
奨学金が対象

[補助金の額及び補助金の率]

就業地	市外事業所	市内事業所	市内協力事業所
補助率	1/2	2/3	3/3
令和6年度 以降の転入者	年度上限額 8万円	年度上限額 12万円	年度上限額 20万円
令和5年度 以前からの居住者	年度上限額 4万円	年度上限額 6万円	年度上限額 10万円

[協力事業所制度]

市内事業所で、協力事業所として登録し、上乘せ分を負担していただくことで、雇用する従業員の補助率を高くすることができる制度です。

[協力事業所登録受付期間] 令和6年10月1日(火)~11月29日(金)

令和6年度 受付期間・申請方法

[受付期間] 令和6年12月2日(月)~令和7年1月31日(金)

※今年度は、令和5年度に返還した金額が補助対象

[請求期間] 令和7年2月3日(月)~2月28日(金)

[申請方法]



お問い合わせ

小千谷市

商工振興課 U・Iターン支援室

TEL.0258-83-3556 FAX.0258-83-2789

E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

補助金についてはこちらから >>>

